西成区「あいりん地域のまちづくり」　第３８回労働施設検討会議　議事概要

１　日　時　　平成３１年２月２１日（月）　午後７時０５分～午後９時００分

２　場　所　　西成区役所　４階　４－８会議室

３　出席者

（有識者４名）

福原大阪市立大学大学院経済学研究科教授

寺川近畿大学建築学部建築学科准教授

ありむら釜ケ崎のまち再生フォーラム事務局長

白波瀬桃山学院大学社会学部准教授

（行政機関１６名）

大阪労働局　大久保会計課長補佐、宮田職業対策課長補佐、ほか２名

大阪府商工労働部雇用推進室労政課　地村参事、中村課長補佐、ほか５名

西成区役所事業調整課　安間課長、室田課長代理、狩谷係長、ほか２名

（地域メンバー１２名）

川村萩之茶屋第２町会長

茂山萩之茶屋第９町会長

松繁釜ヶ崎資料センター

山田ＮＰＯ法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田ＮＰＯ法人サポーティブハウス連絡協議会代表理事

中島公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表（代理）

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

野崎全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会代表

稲垣釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長

水野日本寄せ場学会運営委員

４　議　題

・本移転施設の配置の検討について

５　議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所、

セ：西成労働福祉センター）

府　定刻となりましたので、ただいまから第３８回労働施設検討会議を始めさせていただきます。本日は年の瀬のお忙しい中、夜間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

府　みなさんこんばんは、第３８回の会議ご参加いただきまして誠にありがとうございます。今年度の会議はこの２月と次の３月を残すのみとなってまいりましたけど、今回は久しぶりに労働関係の問題ということで、前回みなさん方からご意見をいただきました新しい仕組みにつきまして、詳しくご報告、ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、併せまして仮移転施設の方でございますけれども、一時台風の影響で工事の方が遅れ気味でしたが、ようやく計画のところに追いつきました。外からも概要をご覧いただけるとかと思いますけれども、もうしばらく致しましたら、駐車場工事の方も完成して４月１日より運用を開始できると思われますので、引き続きましてご理解とご協力をお願いいたしました

有　今日は第３８回の検討会議になりますが、この３月になるといつも思い出すのですが、今年で私がこの労働施設の担当になって３年目ということになります。ようやく労働施設の方、特に仮移転を巡って議論も進んできましたし、新しい施設のゾーニング、配置の問題についても、みなさん方からたくさんのご意見をいただいており、今後の議論も楽しみかなと思っているところです。また、３月１１日にはあいりん職安さんや西成労働福祉センターの窓口部門の供用開始も始まるということで、そういう意味で着々と準備も進んでいるかと思います。

今日は前回労働施設のあり方についていろいろご議論いただきましたが、特に休日の求職者への対応であるとか、新しい職業紹介のあり方ですね、これらの労働関係の議題を中心にみなさんと一緒に議論して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それから４月１日から移転する訳ですが、いろいろと調整する課題がたくさんあるかと思うのですけれども、我々有識者の方も最大限努力して行きたいと思っておりますので、これもまた併せてよろしくお願いします。

それではまず、前回の振り返りをして行きたいと思います。お手元に２枚もので第３７回労働施設検討会議議事要旨案というのがありますが、これの２ページ目を開いていただきたいと思います。ここに前回の主な意見と今後の対応ということで、前回の議論が箇条書きにまとめさせていただいております。まず大きな議論として、本移転施設の配置の検討について、たくさん議論いただきました。別途お手元にある２６ページある議事概要案の方に詳しく出ておりますが、時間の関係で要点だけお話いたします。そこにあるように、まず尼崎方面からの進入経路、これをどうやって確保するのかという風なご質問ご意見をいただきました。２つ目には新今宮駅からの人の流れに不可欠な連絡通路、駅前に建物を造ったときには、陸橋のような形で人の流れを作れるよねという風な話もあったかと思います。３つ目誰かを呼び込むには南海やＪＲの駅との繋がりが重要、これも基本同じ関係の話ですね。次に子ども中心の場所、子どもの服を売る場所、子ども図書館、市民館や保育園、児童館などみんなが利用出来る形での活用が望ましいという風なお話をいただきました。議事概要の方ですと７ページ、８ページ辺りのところになります。その他ローラースケート、子どもたちの居場所、母子、親子が居れる場所、つどいの広場など、こういった場所があることが望ましいというご意見もいただきました。それから、第１住宅、第２住宅の間にあります新萩の森との連携ということも考えていく必要があるだろうということで、例えばプレイパークなど、南側にある住宅の子どもたちが利用できるような空間を作れないかというようなご意見だったかと思います。次に陸橋建設による南海との接続、これは２つ目にあったものと基本同じですね。次に北案の実現に向けた担保ということで、これまで基本南案を中心に議論して来ましたが、北案ということも取りあえず作ってみようということでありましたが、この場合は駅前の賑わいづくりという問題もありますし、入ってくれる業者さん、民間の資本との関係もあるだろうという風なことだったと思います。それから労働施設以外の土地活用への担保ということで、労働施設が現在あるものをもっと機能的にするということの中で、他の用途にも使えるだけの余裕があるだろうと話をこの間して来たところです。そういった意味では１つは子どもの空間であるとか、あるいは地域の人たちが集える場所であったり、それから駐車場ですね、そういった意見があったかと思います。それから次ですが、この地域には銀行や郵便局など公共的な施設が不足しているので、そういったものを作って欲しいというご意見でした。次に労働福祉センターやあいりん職安を含め、西成市民館など地域に根差したものを先に話するのが筋ということで、労働福祉センターやあいりん職安が入るのはもちろんですが、併せてこの地域の住民のみなさんにとって必要なもの、例えば西成市民館等々も考える議論もして欲しいということですね。次に北案におけるデッキの必要性、北案の実現に必要な上部の積み上げということで、デッキというのは２階、３階くらいのところに少しオープンスペースを作って、イベント等々に何か利用できるようなものを作ってはどうかということと、もう１つは建物として上部に利用できる空間を作るということですが、南案でももちろん上に作る訳ですけれども、それもきちっと議論して行こうということですね。最後ですが、東側配置に伴う西側部分の新萩の森との連携ということで、第２住宅の辺りに労働施設を作るという案で市民館や保育所などをその上に作り、西側には緑の空間を作って新萩の森との連携、繋がりを作るのが望ましいという風なご意見もいただいたところです。こういったご意見も踏まえて、後で寺川先生の方からさらに整理していただいたものをみなさんにお示し、より豊かな議論にして行きたいという風に思っております。それからその下に行きます。報告事項として移転スケジュールについて説明し、みなさんからご意見をいただきました。３つ挙がっていますが、１つ目、現センター閉鎖後におけるシャッターの取扱い、センターのシャッターはどうなるのかということですが、３月３１日にきちっと閉鎖させていただきますというお話をさせていただいたかと思います。まだ細かいところは調整中ということです。現センター閉鎖後におけるトイレやシャワー室の取扱いということですが、これについては覚悟して欲しいというご意見であったかと思います。ただシャワー室の利用状況等々を見るとですね、それほど多くなかったり、シェルター等々の利用があるからだろうと思いますが、トイレに関しては非常に問題として残っているということだったかと思います。それから医療センター、市営住宅の入口の取扱いですが、これは建物がそのままで利用が残ることだったかと思います。その下にもう１つの報告事項、労働施設業務の休日対応についてということでご意見をいただきました。ちょっと読み上げてみます。これまでの職業紹介、関与等々をきちんとして欲しいということだったかと思います。２つ目、今後における土曜、日曜日の指導、関与ということで業者に対する指導、関与をちゃんとやって欲しい。相対方式、直接募集方式の今後の取扱いはどうなるんだというご意見。新たな職業紹介による影響についての質問。職業紹介件数のカウント方法についての質問。雇用保険手続きの厳格化による求人への影響、深夜求人や路上求人の取り締まり、センターへの登録のあり方をどうするのか。職安やセンター及び大阪府における業者の取扱い、土日におけるセンターや職安の待合所の利用をきちんとできるようにして欲しい。労働者の不利益にならない求人を実施して欲しい。求人活動を補完する形の待機場所等の開放をして欲しいということで、ざっと読み上げるだけにさせていただきましたが、これについては後で今日のテーマもまさに労働関係なので、そこでしっかり議論するということで、詳細はそちらに譲りたいと思います。最後３ページの上のところに今後の対応ということで、本移転施設の配置については、ここの議論と併せて駅前活性化会議との連携を進めながら行っていく必要があるだろうという議論を最後にさせていただきました。以上、今日は労働関係で相当時間を使うだろうということで、簡単に振り返りご紹介をさせていただきました。

それだは次第の方に戻って、今日の議題、労働施設課題の検討について振り返ってみます。前回の会議で４月以降の日曜祝日の求職者対応、西成労働福祉センターが実施する新たな職業紹介の取組み、この２つについて両者の方から報告をいただいて議論して行きたいと思いますが、まず、休日の求職者対応についてです。これについて西成労働福祉センターさんお願いします。

府　西成労働福祉センターにおける休日の求職者対応につきまして、前回ご要請ご要望賜りました休日の駐車場、それと４ｍの空地を開放するようにというご提言をセンターの方で検討させていただきました。その結果、仮移転施設の事務所前の駐車スペース並びに４ｍの空地につきましては、土曜日の午後から、及び休日におきましても開放させていただくということでございます。時間帯につきましては、センターの通常の業務時間帯についてご要請のいただきましたような形で開放させていただくということで決めさせていただきました。

有　はい、ありがとうございます。これについて、何かご質問等ありますでしょうか。

→　通常の時間というのは。

府　はい、早朝５時から夕方の５時まででございます。

→　日曜、祭日もということやね。

府　はい。平日も含めまして、取りあえずそこは開けさせていただこうということで調整させていただきました。

有　はい、ありがとうございます。

→　それはそれで非常に結構なことだと思います。ただ、私が質問いたしましたのは、そこを開けてというものありますが、対応しない、関与しないという言い方でしたよね。要するにそこでの求人求職については、センターは関与しないんだというような言い方をなさっていたと思うんですよね。その部分が少し無責任じゃないかというようなお話をさせていただいたと思うんですよ。そしてこういう風にしてしまうと、さらにある委員さんなんかは、常日頃から何もしていないのと一緒じゃないかというようなことをおっしゃってて、センターの仕事の把握というものと、労働者保護のためにセンターが要る業務、間に介在していることの意味は何なんだという本質的な問いも出て来たと思うんです。

府　そうですね。

→　そこのところをもう一度説明していただけますか。

セ　また具体的なやり方につきましては、後ほど詳しくご説明いたしますが、施設の中と外のモニターの方にそれぞれの求人の内容、労働条件を明示いたします。そして日、祝日についても掲示する形にいたしますので、そういった意味で日祝もセンターの関りと言いますか、プラカードで労働条件を明示した形と変わりなく運営して行くということでございます。

→　それは求人情報の伝達ということやね。では、センターの意味、西成労働福祉センターの意味というのは、求人情報を介在して労働者に伝えるのが主な仕事やと。

セ　いえ、平日については、今までよりも関与と言いますか、紹介票を通じて労働条件の明示という形で職員の関与を強めて行く取組みをしてまいりますので、日祝については、後でご説明する予定としているのですが。

→　それでは先にそれを聞こうかな。

府　よろしいですか。

有　土、日の話を労働局さん。

府　それでは後ほど説明するということで。

国　あいりん職安の待合の開庁、開けれるかどうかということにつきまして、厚生労働省の本省と何回も協議を重ねてまいりました。その結果として、平日、月曜日から金曜日の時間帯は早朝の５時から８時半まで開庁できることになりました。そして土日祝につきましては、ハローワークが業務を開始するまでの待合ということで、土日祝はハローワークが開いていないため、現段階では開けれるということが言えず、困難な状況になっております。ただし、土日祝も求人活動、求職活動は実施されているというのは、私どもの方も理解はしております。地域の労働者の居場所として求職活動をしておられる方の居場所として、引き続き厚生労働省の本省とも協議は続けてまいりたいと思っております。そこのところはご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

有　はい、ありがとうございます。質問、ご意見ございませんでしょうか。

→　土日祝をやっぱり開けてもらわないとね。求職活動といっても機械やロボットとは違うので、水も飲みたいし、トイレにも行きたいしね。それに伴ういろんなものが要る訳だから、そこら辺りをきちんと本省の方を説得してもらわないとね。多分、本省の方は相対というか直接募集をあんまり知らないんじゃないかな。そもそも国がそれを容認してきた、認めてやらしてきた訳だから、その場所を労働センターだけに押し付けて、うちは知らんという訳にはいかない。国のそういう承認に基づいてセンターがやってきた訳だからね。元締めとしても求職場所の維持管理については全責任を国は負うべきだと思う。だから当然それに伴う衛生面での場所の確保も含めて配慮してやるべきだろうと。その辺のところをよく説明して土日祝も維持できるようにしてもらわないと具合が悪いなと思う。

国　今委員からいただきました意見も含めまして、本省の方には早急に協議をまた続けて行くということはさせていただこうと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

→　あいりん職安の仮移転先は個室のトイレはいくつあるんですか。

→　待合の方。

→　待合。労働者が入れる個室のトイレ。個室。

国　７つあります。

→　はい、ありがとう。

有　労働局さんから説明がありましたが、たまたま昨日厚労省に行く別の用事がありまして、日雇労働担当の室長さんに直接お会いして、その話をして来たのですが、大阪労働局さんから頻繁に電話並びに訪問があって、大阪労働局さんの言わんとするところは、重々承知していると。ただ、やはり規定に基づいて考えるということで行くと、日曜、祝日は開けられないということをまず言っていました。それからもう１つ、今おっしゃった日雇い労働者に対する国の責任、管理責任はという質問を私も出したのですが、それはもちろん国があるという認識はしているという話でもあったんですね。そうすると、それをきちっと全うするという話とね、従来のハローワークの開ける時間についての規定みたいなものとぶつかりますよね。そこについては、やはり本省としてもう１回再検討して欲しいという風に我々は思っていますよという話はさせていただきました。そういう意味では国の答弁、考え方とやっていることも矛盾していますよねということで、私もぶつけたつもりでいます。今後大阪労働局さんとしても、基本同じ立場で話を伝えている訳で、あとは本省が最後どう受けてくれるのかということだと思います。ただ、必ずしも楽観できる回答が返ってくるとはあまり思っていなくて、そのときには、我々として次の一手を考える必要があるという風に思っています。

→　土日を開けないという主な障壁になっている材料というか、何なの。維持経費の問題なの。

有　ハローワークの理屈です。理屈というか、ハローワークの開設している時間帯は同じ時間から始まるという。

→　ハローワークの開設時間と直接募集方式が動いている時間を同じで考えたらいけない。

有　あいりん職安という労働職安と一般職安を同じ土俵に乗せて、まったく同じものとして扱うこと自体無理がある。

→　だから無理がある訳だから、そもそも業者と労働者、当事者が直接やってくれないと間に合わないので困るということで、それを容認してきた訳でね。職安の紹介で紙切れ書いてやって来たことと違う訳だからね。当然土曜も日曜も休日もそういった形で直接募集というのは行われている訳だから、やはりそれを保障しないといけない訳よ。問題は場所を維持するに当たってどうするかということで、１つは理屈の問題があるけど、それは押し切らないとしようがない。国はそれを５０年認めてきた訳だから、今さら直接募集を認めないのかという話になっちゃうからね。やる以上は土曜も日曜も開けさせないといけない。お金がというのであれば、それはやり取りすればいい訳よ。基本的に国の大きな姿勢に基づいて、府、市が相まってやって来た訳でしょ。例えばいろんな予算だって、それぞれがお金を出し合うというやり方で、一時金なんて、府と市と区が応分の負担をやろうということでやってきた訳だから、同じような発想に立つならば、府は府、市は市、国は国というのではなくて、３者が一体となって当然直接募集方式の寄り場、労働市場というエリアを維持する責務がある訳よ。だから国だけが負担するのかという問題もあるだろうし、かと言って国の持っているものを大阪市が負担というのもこれはおかしな話になっちゃうし、じゃ大阪府がという話にならないので、そこら辺は３者が応分の負担をして、日曜、祝日の維持しないといけない費用は負担するとかは協議すればいいことかなと思った。本来は基本的に国が全部持つとことなんだけどね。

有　はい、おっしゃる通りです。

→　そこら辺も早急に詰めてもらわないと４月１日がもうすぐなんでね。それでダメでしたと言ったらどうするのよ。トイレは無いわということになったら、もう労働センターを開けるの。取りあえず閉めたところの１階だけでも開けるの。それしかないしね。

→　今委員さんの話を聞いていて思ったんだけど、トイレの数は、職安のところに７つあると言ったんだよね。センターの開ける方については、通常のスペース、１階のトイレのあるところは開けないということなの。

府　事務所自体は閉庁です。

→　だからあそこの駐車場スペースだけということなの。

府　それと実は４ｍの消防用の空地がありまして、ちょうど高架下なのですが。

→　あそこもトイレはないの。

府　ないです。

→　では求人に来た人は、その辺で用を足しなさいと言っているのと一緒だわな。

→　４ｍ空地がトイレになり兼ねないよ。

→　だからそういう意味から言っても、やはり地域環境を守るためにも開けないとしようがないよな。トイレなしで求人に来なさいと言うのは無責任でしょ。生理現象ですし。それでなくても糞が多いのに、行政が奨励することになるよ。

有　特に土日祝日に雨が降ると本当に行く場所がないので、４ｍ空地がトイレになり兼ねないという話がありましたが、そこにまた多くの労働者人が行かざるを得ないという、これは本当に雨が降ると最悪の状態になるだろういう風に思っていて、このことは国にも言っておいたんですよ。雨が降るとえらいことになりますよとね。

→　土日も求人スペースとして提供するというのであれば、それに伴う生理現象も対応しないといけない。

有　国の方は一方で労働者の待合という話だけでなく、地域の生活保護を受けている人たちであるとか、野宿生活をしている人たちの居場所として使われることに対して抵抗感というか、そういう人たち向けに開けるのではないですよというかね。

→　あくまでも求人に来ている労働者向けに開放するということでお願いしているのでね。

有　もちろん、そういうことですよ。ここは切り分けて我々考えていますよと。

→　地域の一般の人たちなんかは、わざわざ行かないよ。

有　そう、それは別なところで、大阪市や区役所を中心に居場所の確保ということについては、きちんと議論していると、これは完全に切り分けて労働者のための待合なんだということをいろいろと考えて行くし、それも国も理解して欲しいという話をさせてもらっています。ただトイレに関しては、地域の人たちの利用というのもあるので、これは本来公園検討会議で議論すべきことですが。

→　センターは土日祝も朝５時から対応するのでね。あっ４ｍ空地だけでしたかね。

府　そうなんです。建物の中にトイレはあるのですがね。

→　職員は誰か一人くらいは来る訳。

府　はい、門扉の開け閉めをしないといけませんので。

→　それであればトイレも使えるじゃない。

セ　事務所を開けるのは無理です。

→　事務所を開けろとは言っていない。トイレにサッと行くだけの話やから、パーテーションでも置けばいいだけじゃない。

府　建物がそういう構造になっておりませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

→　先生、別にパーテーション置くぐらいで間に合うんじゃないの。

府　建築基準の関係では絶対無理です。今さらは無理です。

→　だから新しくはどうのこうのは言わないけれど、北側のドアを開けて通路のところに事務所のカウンターの方に行かないようにパーテーションを置いたらいいだけじゃないの。

有　パーテーションの置き方、作り方にはよると思いますが、ただ管理上の問題は大阪府さんの管理になるので。建築的には出来ると思いますが、管理上の問題です。

→　そういうことも含めてね、検討しないと。

有　分かりました。

→　トイレだけの話違うよ。食堂も無いやろ、今度の高架下の西成労働福祉センター、売店も無いやろ。洗濯する場所も無いやろ。今のセンターやったらインフラあるがな。それ全部無くしてしまうというのは、やっぱり趣旨としてもおかしいんちゃうん、西成労働福祉センターの。

府　今の委員のご発言ですが、今から２年半くらい前のご議論をもう一度思い出していただきたいのです。まずは替わらないといけないので替わる際に、基本的には今で言いますと特掃事業のお仕事出しの人数となる２００人から２５０人くらいの方が一堂に会することができる場所を確保したい。これが待合室ということで、ご説明したと思いますけれども、その場所を確保して、事務所を確保して、玉出さんのスペースも確保してということになりますと、ぎりぎりのスペースしか無いんです。今の仮の施設の中ではね。このことは以前にもお話したと思います。例えば今の売店に代わる物販の自動販売機など、何としてでも横に置けるスペースを用意するとか、その辺りは何とか出来るのですが、しっかりとお食事をしていただくというようなスペースを確保するというのは非常に難しい状況です。

有　４ｍあるベンダーのところは。

府　はい、そこのところに薄い自動販売機を何とか置けないかということで、現在検討していただいております。

→　洗濯する場所は。

府　ございません。

→　無いやろ。

府　はい。

→　ほとんど無いがな。今のセンターは足洗うところもあるし、最低限のインフラあるがな。シャワー室あるし。そしたら閉める理由ないがな。開けといたらんとどうしようもないがな。労働者、水飲み場も無いがな。お手洗いの水飲んでくださいって言うてるよ、この間の話し合いで、西成労働福祉センターは。お手洗いの水とセンターの飲料水出るところ、別やろ。今度お手洗いの水飲んでって言うてるよ。ええ加減にせぇよ。

セ　トイレの水を飲んでくださいとは申し上げてございません。

→　お手洗いって言ったよ。トイレとは言わへんけど、お手洗いは水は出ますって言ったよ。で、水飲み場は無いって言ったよ。管理室の課長か室長か。あるんでっか。

セ　トイレの水を飲んでくださいとは申し上げてないということです。

→　そこで飲まなしゃあないがな。水飲み場が無かったら。

府　お水を飲んでいただけるようなサービスが提供出来るようなことも検討はさせていただきます。

→　大阪府さん、それがセンターや今の。

府　スペースとしては先ほど申し上げたように取るのは限界なので、自動販売機とか出来るようなこと、可能なことを考えて行きたいと思っていますので。至れり尽くせりは無理かも分かりませんけれども。

→　至れり尽くせりちゃうがな。ぎりぎりのところやないの。

府　少しでも今のようなご意見をいただきながら、例えば水を飲む機械を置いておくとか、そういうようなことは検討させていただきますので。スペースはなかなか難しいということは、何とかご理解いただきたいのです。もう限界で、また施設の中も何れみなさんにもご覧いただけると思うのですが、工夫してやっていますが、これは難しいなということが分かっていただけると思うんですけれどもね。

→　他の部屋を潰してでも、そういうようなもん作らなあかんよ。インフラやんか。

府　洗濯場はどうか分かりませんが、お水を飲んでいただくくらいの機械を置くとかであれば、また検討させていただきますので。直ちに出来るかどうかは分かりませんが、またそんな声はいっぱいお聞きしたいと思います。

有　はい、どうもありがとうございます。課題がまだまだたくさんあるかと思います。今いただいたトイレ、水飲み場も含めて。

→　洗濯場所ね。それが今のセンターやんか。

府　私どもは洗濯する場所は持っていないのですが。

→　１階のトイレの奥、洗濯する場所あるやん。

有　トイレの一部がそういう風に手洗い場所が広くなっているとかではないのですか。

→　１階のトイレの南側のトイレの奥。見たことあるでしょ。ないんやったら見に行きな。洗濯する場所、桶みたいな。

有　はい、少し工夫が出来るかも含めて検討していただきたいという風に思っておりますので、よろしくお願いします。そして日曜祝日の待合の件については、特に労働局さん、またまた大変ですけれども、本省との交渉よろしくお願いします。

→　大阪府さんね、ここで言うたかどこで言うたか、センター耐震性が弱いから１階のシャッターは閉める言うたよな。耐震性が弱いからやて。ここで言うたやろ。

府　耐震性がないので、この施設が使えないと。使えないので新しい何某かの場所を用意して、一旦移らなければならないと、そのように申し上げました。そして耐震性がないのでシャッターを閉めてご利用いただけないようにすると、これだけです。危ないのでね。

→　そしたら医療センターは、それから市営住宅は、あれセンターやで、総合センターってあれで１つやないの。

府　もう一度申し上げますね。前回の会議の議事概要もご覧いただけたらと思うのですけれども、申し上げましたのは、医療施設も出来上がり次第移転されると聞いております。

→　あと２年使うんやで、あれ。

府　そして住宅も出来上がり次第移転されます。その点では住宅も入口を閉鎖されるでしょう。医療施設もそうです。だから替われたらすぐに閉めたいという思いだと私は理解しています。

→　それはいいねんけど、あなたが言ったのは、そういうことやったやんか。耐震性がないから１階のシャッター閉めるって。

府　今申し上げましたみたいに、耐震性がないので申し訳ありません。

→　そしたら医療センターはあと２年使う訳やんか。病院が出来るのはあと２年後やんか。２年使う訳や。

府　医療センターはそうでしょうね。

→　そうやろ。

府　はい。

→　ほんだら労働者はそこを利用してんねんからさ、危ないがな。あんたの理論で言うたら。

府　医療センターさんの件は、市役所さんに言っていただけますでしょうか。私が申し上げたのはそういうことなんです。

→　何を言うてんねや。

府　向こうもそれは替わりたいと常々おっしゃっています。替われるものなら替わりたいと思いますよ、それは。我々も一日も早く替わりたいと思って、一生懸命ここまで仮移転の準備をしているんですから、それはご理解ください。

→　理解できない。

府　そうですか。

→　うん。

有　はい、次に行きたいと思います。もう１つの労働関係の課題ですが、新たな職業紹介の取組みについて、西成労働福祉センターの方から報告よろしくお願いいたします。

セ　はい、それではお手元のＡ３の縦の仮事務所での２０１９年４月１日以降の早朝紹介についてというペーパーの方をご覧ください。センターだよりもお配りしているのですが、そちらの方は少し見難いということもありますので、まとめた形でさせていただきました。まずこちらのご説明ですが、ご利用される求職者のみな様には、資料の上にお示ししております利用者カードというのを作っていただくようにご案内をしてまいります。この利用者カードといいますのは、紹介の個々の方々についての実績でありますとか、相談経過等につきまして、個人ごとに情報を蓄積して行くということで、より的確な職業紹介でありますとか相談に繋げるということを目的としてございます。資料の下側のフロー図の方なのですが、これは流れの方になるのですが、まず１でお示ししてございますように、事務所内におきまして大型モニターによって、業種ごとに求人内容が表示されているということで、こちらの方で求人内容をご確認いただけるということになります。また仮事務の外側に向けましても、外部モニターで求人内容が表示されております。資料には施設内の大型モニターの求人内容の表示なんですけれども、それは資料の方の中央に記載されていますような形で、賃金、就業時間、保険の有無等の労働条件を記した求人内容が表示されているということになります。また、施設の内部の方では中央モニターのほか、窓口カウンターの上の方にも同様のモニターが配置されているということになります。なお、外部モニターでは資料左上にあるような求人内容の概要が表示されるというような形になります。次に資料下のフロー図２にまいりまして、事務所内ではセンター職員が求職者に対してタブレット等を活用しながら求人の内容をご説明し、紹介票をプリントアウトしまして、職員の方から紹介票をお渡しするという流れになります。次にフロー図の３の方にまいりまして、求職者の方には求人事業からの面談を受けていただくということになります。面談の方法といたしましては、事務所内の面談コーナーで受けていただくと、その他に状況に応じまして求人事業者の方との電話での面談でありますとか、駐車場でも面談を受けていただくことが出来るという風にしてございます。求人車両の駐車場所につきましては、モニターでの表示におきまして求人ごとに駐車場所を掲示してございまして、求職者の方が探しやすいように、見つけやすいように把握しやすいようにしてございます。そして求人者の駐車場所につきましては、求人者の方から前日の午後８時までにセンターに利用確定のご連絡をいただきまして、センターのホームページででも事業者ごとの駐車場所を明示することとしております。以上のような流れで求人する方、求職される方、双方にとって使い勝手の良い運営になりますようにしてまいりたいと考えてございます。説明の方は以上でございます。

有　はい、ありがとうございます。何か質問いかがですか。

→　何点か確認させていただいてよろしいか。

有　はい。

→　ここに出ているのは、雇用期間１日ですか。

セ　はい。

→　ということは、これは現金求人ということですね。

セ　はい、それをモデルに挙げております。

→　現金求人は今は少ないでしょうが、１日何業者で、何人なの。

セ　すみません、業者数は今は分かりませんが、何人というのは今は１日大体１，０００人出てございます。

→　そうすると、毎日１，０００人分、業者数が５０か１００か知らんけども、１，０００人分を毎日プリントアウトして、それを朝５時からグルグル回ってプリントアウトして、電光掲示板にして、１，０００人の人間に毎日事務所に来てもらって、行ってきてくださいと言って毎日送り出すという構想なの。

セ　１，０００人の方がすべていらっしゃるとそういう数になりますが。

→　すべて来なかったら現金じゃないんじゃないか。飯場へ直行のやつは相手にしないと言っているのか。

セ　センターの中に来ていただく方については、紹介票を交付させていただくということでございます。

→　それで何人なの。

セ　はい、見込んでございますのが。

→　だから１，０００人のうちの何人やと聞いているの。

セ　一応２００人から３００人くらいかなと。これはやってみないと分からない部分もあるのですが。

→　数だけ把握して。数だけ出ている方が多いのか。１，０００人に対して２００人が現実にセンターに来ている人で、あとは飯場に直行、あるいはもっと早朝求人で、センターは知りません。書類だけは整っていますのでということなんやね。

セ　そういったご利用者を周知することによって増やして行きたいという風には考えてございます。それは過渡期になりますので、今求人求職されている方について周知を重ねて行くことによってセンターの方に来ていただくという取組みをしてまいりたいという風に思っております。

→　ということは、センターとしては今ある状態が不都合やという認識はあるのか。

セ　労働条件の明示ということで紹介票をきちっとお渡しするという形が望ましい形かなと考えてございます。

→　じゃ飯場まで行って渡したらいいやん。センターに来ないのであれば、大正に行くなり、吹田に行くなり、ドヤに行くなりして、朝そこで出したらいいやん。紹介票を渡さないと不都合なんでしょ。

セ　センター職員から紹介票を渡すという風に。

→　それが不都合やという理由は何なの。

セ　やはりセンターとして確認した紹介票、発行した紹介票を

→　法的に不法なのか、それともセンターとしての価値が下がるからしたいのか、どういう理屈付けでそれは不都合なんですか。

セ　やはり労働条件の明示というのは、労働者にとっての権利保護といいますか、きちんとお示しした労働条件で雇用されているかどうかということが、ご本人にとっても確認するということが大事になってきますので、それを書面で持っていただけるということが大事なことだと考えてございます。

→　大事なことは分かる。それは法的根拠があるんやね。

セ　そうですね、法律上の明示すべき内容というのを列挙しましてそれをお示しするという風にしてございますので。

→　だからそれは法律で決まっているんですね。人を雇うときは雇入れ通知書を出しないと決まっているのですね。

セ　事業所さんはそうですね。

→　法律で決まっているんですね。じゃそれを出していない事業所さんが多いから、それをセンターが代わりに出してあげましょうと親切心でやっているのか。

セ　雇入れ通知書を事業者の方から渡していただくのは当然になるのですが、労働者にとっても早い段階で紹介票がありますと、選択肢といいますか、いい条件のところで決めれるというメリットが出てくるという風には考えてございます。比較するということも出来ますので、それを紹介票という形でお示しするというのが労働者にとってのメリットと考えてございます。

→　確かね、うちの方も労働条件の明示で違わなかったらいいということでね、特掃だってセンターで紹介してもらって紹介票を持ってくるじゃないですか。そしてセンターの紹介票は紹介票で預かって、それを見てちゃんと面談して、お酒を飲んでいない、ケガもしていない、働ける状態を確認してから雇入れ通知書ないし労働条件通知書を出している訳だよね。だからセンターはあくまで紹介所だからね。こうやって紹介しましたよってね。業者にしてみたら、それを代用するということが本当にダメかというと、そうではない気もするんだけれど、厳密には業者としたら自分のところで雇入れ通知書を発行するのが筋なんでね。だからセンターが出来るのは、本人にこういう条件で業者を紹介したということでのあれを持たせるだけの話。

セ　はい、そうです。

→　だから、紹介数が今までその数だけやったのを、実体として紹介数にしたいということなんやな。

→　業者に面談させるのであれば、業者に雇入れ通知書を渡させるとかさせたらいい。わざわざ事務所でやるのであればね。

セ　はい。

→　だから今までの紹介数は、紹介数ではなかった訳やね。厚生労働省と一緒で詐欺の数字。

→　ただ飯場なんかに電話掛けて確認しているのは、それはそれで従来通り統計を取っても、それはそれでいいよ。今さら止める訳にもいかないやろうし。でもそれはセンターが紹介した数ではないのよ、実態としては。だって今飯場なんかだったら契約で行った人もその人が送り出しているしね。あるいは近隣から来る人もいる訳だからね。現地求めて直行で来てる人もいる。もちろん釜ヶ崎から直行で行く人もいるかも知れない。ごちゃ混ぜの求人数を今日は何人出しましたという報告をセンターにしているだけ。それを今日の紹介数みたいな形でカウントするというのは、本当は詐欺だよ。

セ　今回こういった形で整理出来ましたので、紹介数のカウントについてはお示しのとおり変えるように。

→　ただ、この間の全体の動向、今全体で求人がどれくらい動いているかどうかを調べる行為は、従来通りのやり方で、それはそれでやって、そのときは出したらいいと思うけどね。それでもってセンターが紹介したんだという言い方は止めた方がいいと思う。それは別問題だからね。

セ　そういう風に統計としては数字は。

→　センターで直接紹介した数と、相対に関与して紹介した数と、別にカウントして整理した方がいいんじゃないかなと思うけどね。

セ　今そういう風に予定してございます。紹介票を交付したものを紹介件数と。その他については数字としては把握いたしますが、紹介数としてはカウントしないという扱いをして行くこととしています。

→　でも従来通りのやり方はやり方で、動向調査としては長年やってきた訳だから、それはそれでね。

セ　それは引き続き把握してまいります。

→　そのデータはデータで持っといて。

セ　おっしゃる通りの方針で。

→　もう一回話戻すで、雇入通知書。

→　ごめん、もう少し。例えば業者にセンターの紹介票を渡して、業者が労働者本人に紹介状を渡すことだけはやめといた方がいいよ。センターが直接、労働者に渡すのであればいいよ、あるいは業者に紹介するので、業者に紹介するのはいいけども。そこら辺もう一度厳密に調べ直してからやった方がいいと思うよ。

セ　ちょっとこの辺りは専門家の先生のご意見も聞きながらやってまいります。過渡期といいますか、

　　こういったやり方でやるというのも、こういった状況の中では一定何もやらないよりという言い方はなんですが、労働条件を示せることになりますので、一定メリットがあるだろうと。

→　今までちゃんと登録させて、うちはこういう条件でやりますと、Ａ３くらいの紙を労働センターの判子を付いて、やらしてる訳だから、あれで労働条件の明示は成り立ってると言えば成り立ってるんですよ。後は業者が雇入通知書を労働者本人に渡すということだよ。

→　この間１月に西成労働福祉センターに行って写真撮ったけど、求人票を見たらこれ人夫出しやんか、みんな業者違うやん。あぜんとするわ俺。まともな業者あるんかなと思ったら、これみんな人夫出しやんか。

→　不勉強やからよう分からん。具体的な名前出してそれが人夫出しだという根拠を教えてくれる。

→　名前は出さんわ。差し支えあるからな。

→　じゃ分からないわ。

→　ここで紹介されて前も言うたがな。向こうに着いたら名称の違うヘルメット被らされる。ほんならここ紹介したとこは仕事持ってないということやん。人夫送ってるだけということになるやん。

→　それはどういう法律に基づいて違法なのかな、こっちの人知らんみたいやから教えてあげて。

→　そんなことあるかいな、一番よう知ってるがな。

→　そういう意見もあるけど、どうなの。

→　労働基準局が来てるねんから。

セ　今具体のお話でもなかったので状況が分からないです。

→　具体言わないと分からないって言うてるよ。

→　昔みたいにやるか、ほんなら現場行って、ええんか。

→　だから原則で法律を厳格に解釈したら労務供給は禁止だから。だからちゃんとした請負業者だったら労働者を雇用する訳だから、単に派遣、労務供給だけの業者は原則厳密に解釈したら違法ということになる。だからそういうことを厳密に言うのがいいのかどうかという議論もある。現実対応するためには、いろんなことを解釈してやるということも西成の歴史だからさ。ただ話を聞いてくと、今でもそうだけどシャッター開いてもう２、３０分だよ、大体勝負は。仕事も決まってワーといってパッと業者いなくなる訳だから。そのときに職員が管理して出来るか、という話はなかなか職員さん大変だなというのと、なんでそんなことを急いでやらなあかんかと。結局センターがセンターの中で相対で話し合ったらセンターの紹介だと言えてた訳、今までは。それをもう駐車場しかありませんと言うと、基本的には路上になる訳でしょ。だからはっきり言って責任を取りたくないという話だろうね。そういう必要性の中で議論が出てきていると思うけど。そこはもっと大らかな解釈で、やっぱり結果センターが指定する地域で求人したものはセンターが求人した、紹介したんだという大きな枠で括らないと。そんな小さな枠で括って、逆に全然捕まらないということになるよ。

セ　先ほど委員からご質問のあった何人くらい見込んでいるのかというご質問の答えは、思い違いをしていまして、２００人でなく２００社のことで。

→　２００社も来てないやん。

セ　２００社が大体現金でしたら事業者としてあるかなということで。

→　２００社も来てないやん。

セ　人数からしたら、見込みですけど６００から７００くらいの紹介票の交付は出来るかなというところの話は担当の方では話はしてるんですけども。それも実際蓋を開けてみないと分からないところはありますので。

→　何人の職員が、いま言った３０分くらいの勝負のところで６００人を面談して紹介票を渡そうとしているの。１００人くらいいてるのかな、職員は。

セ　そういう中で駐車場の方で、業者の方から紹介票を渡していただくという風なそういうやり方もして行かないと実際にはなかなか回って行かないというか対応出来ないかなと。

府　課長すいません、もしこの辺の細かいことご存知でしたらご報告いただけたらありがたいんですが。

セ　朝の早朝紹介なんですけれども、今と一緒なんですが、早朝の早出については５名の職員、そこに先ほどから話がありますように、タブレットを持って、紹介アシストという名称を付けている非常勤を７名配置します。計１２名で、朝５時から早朝紹介を説明しました内容でやって行きたいと思っています。できる限り先ほど言いましたように委員がおっしゃられた６００人、７００人の紹介票をすぐに切れるのか、ということはやはり無理だと思います。ただ、できる限るみなさんに、労働者の方に労働条件を手元に持っていただくためにも、紹介票は切って行きたいと思っています。ただ、この間意見がありましたように、すぐには仮移転で変われるものではありませんので、今までのように相対方式で求人募集される方もおられます。その方々にも、今まではプラカードを見るだけでしたけれども、何らかの形で手元に労働条件を示したものを持っていただけるように工夫をして行きたいというのが今回の早朝紹介の目指しているところかと思っています。

→　だから紹介票を職員が労働者に直接渡すのはいいと思うんだけれど、たくさん来ているからといって、業者がそれを渡すという形は止めた方がいいよ。

セ　そこは参考にさせていただいて検討させていただきたいと思います。

→　もう１つは元々が窓口紹介とか、紙切れ書いてたら、職安にしろ何にしろもう間に合わないというのがあって、本当は違法なんだけれども、相対を認めざるを得ないという風なことで直接募集方式で業者と相対してやってきた訳で、瞬時に何千人がさばけるわけじゃない。良いか悪いかの論議は置いといて、それでしか需要と供給が間に合わないんだということで、一旦やったんだという話を昔特別対策室の人に聞いたんやけどね。

→　だから求人プラカードはやっぱり出すべき、絶対に。この間から止める言っているけどね。求人プラカードは貼って初めてこの業者がどんな労働条件かが分かる訳だから。センターの寄り場に行ってディスプレイ見て初めて分かるというんじゃなくて、やっぱり車のところに今センターが出してるのと同じプラカードをちゃんと貼るというのが原則だから。これをなくしたら全然どうもならないと思う。

→　苦肉の方針でやった訳だよ、労働条件は必ず明示して、その代わり求人指導をするというのを条件でやった訳だよ。それと日雇い保険制度には必ず入れというのを前提にして、センターのエリア周辺でやってもよろしいという形で労働センターにお墨付きを与えた訳だよ。

セ　今回はプラカードでなくて、モニターなりセンターの事務所でも５時から開けて求人票を出そうと言ってるのは、結局プラカードというのは求人事業所さんが出したければ出すけれども、実際センターがお渡ししてても、貼っていただけてないプラカードがたくさんあるんです。現金求人に関してはやはり出していただいている事業所さんの方が少ないのが現状です。それを何とかしようと思って、いま求人の森に事業所が掲示するのではなくて、センターが掲示するようにしています。でもそれに関してでも事業所さんが出すということを言っていただかないと出せない状況にはなっています。次の仮移転事務所ではそうではなくて、センターで求人していただく限りは、現金求人であろうが契約求人であろうが、全ての求人はセンターが掲示しますよと。だから隠してというか目の前に掲示しなくても、どこの事業所さんはどういう条件でいったというのが必ず明示されるようにする。それがやっぱり労働者の方に分かっていただくためには、事業所さんに見せてもらわないと中身が分からないというよりは、やはり自分でちゃんと確かめられる状況を作っていきたいと思ってますので、そこは事業者さんにもこの間ご理解をいただいておりますので、分かっていただきたいなという風に思っています。

→　これからも人夫出し労働者に紹介し続けるんかいな。それ恥ずかしい思わなあかんで。西成労働福祉センターは。

セ　センターに登録している事業所さんというのは、先ほど委員がおっしゃったように、雇用保険の印紙、公印通帳も持っていただいております。

→　だから業者とは限れへんで。どこも業者の形取ってるけども。

→　センターに聞きたいんやけどね。プラカードを現に発行してもらってるのに、なんで貼りたがらない業者があるの。その理由は何なの。

セ　個々の事業所さんの理由はあるんだと思うんですけれど、やはりバブルの時期に、入りきれなかったときに、いろんな所に散らばってしまったのが、１つは実情です。そこはやっぱり、そこがその事業者さんの約束の場所になってしまっているところというのがあるんです。

→　業者の責任かい、あんたが言ってるのは。

セ　ただ今回、少ないですけども、駐車場に関しては、今外で求人されている事業所さんに関しても、できる限り利用していただけるように働きかけはしておりますので。

→　要するに、ミニ寄り場が釜の中にいっぱい出来てしまったから、そこの人たちはプラカードを貼ってないんだということか。

セ　いえ、センターの中でやっている事業所さんでもプラカード出していただけない事業所さんっていうのがあるので。

→　だからその理由はなんやと言っているの。

→　いやだけどね、業者抜きにセンターの方が先に全部労働求人を把握して出せるっていうのは幻想だと思うで。

セ　いえ事業所さんが必ず求人するんですよ。

→　たまたまね、去年から今年にかけて求人が多いじゃない。労働者が少ない。これは特殊事情だよ、こんなのは。何十年に１回ぐらいの感じなんだよな。逆に仕事がなくなったら、業者どんどんどんどん、一昨年ぐらいやったら求人の森も１枚もないっていう時期がかなり続いているじゃない。だからそういうときにちゃんとセンターが全部出せるかといったら出せないよ。やっぱりその、売り手市場買い手市場の中でね、業者の方はともかく人が欲しいから、いろんなことをするという状況と、逆に仕事が少なくなって、業者が逃げている少ない仕事の場合は、隠したり隠さんかったりする訳だから。

セ　それは全部出して。

→　いや、それは出来ないと言っている訳や。そんな理想論じゃなくて、少なくともルールを下げてもらっちゃ困る訳だ。センターは業者が何といっても貼ってもらうように言わないとあかん。

セ　今回システム化しますので、示しやすい形になります。

→　だって仕事に派遣するかしないかは、求人者が実権を握っている訳だから、実際の現状は。この労働者を神戸の奥まで送って大丈夫かどうかというのは、顔を合わせた段階で決まる訳でしょ。それをセンターが先に入って、姫路の業者がどこのどこでと、センターが先に把握して労働者に提示するということが出来るとは考えられない。

→　現金の求人というのは、朝飯場に行かないと分からないときがあるんだよ。

→　だからどんな仕事がどうかというのではなくて、この労働者が行けるかどうかという判断をしている訳で、細かい状況を１００パーセント全部ノートに書いて、こうですよという話ではない訳よ。センターが頑張ろうという気持ちは分かるけど、最初からいい恰好をするなと言ってるのよ。

セ　いい恰好をというのではないのですが。

→　だけど実際今までやっていたようなプラカードをなくしますというのは、困ると言っている。

セ　その代わりというのはなんですが、委員がおっしゃったようにプラカードが出せていない業者というのは、手間であるとか、そういったこともあるのかも分かりませんが、今回駐車場を利用する場合は、きっちりと入力していただく形になっておりまして、ネット上でやり取りができますので、事業者の方の省力化も図られる部分もございますので、日々情報更新が出来るようになってございます。

→　そんなこと言うけど僕らは業者が散ると思っているよ。センターが指定する２６個の駐車場で収まるなんて全然思ってない。その業者が散るという実態に関してセンターはどう思っているの。だから１００パーセント出来るなんて言われたら、本当ですかと思っちゃう。

セ　新しい取り組みですので、何度も座談会を開いていろんな意見を集約しながら進めて来ておりますので、混乱がないようにとしてございます。

→　少なくとも求人票をやめるのはやめてください。

セ　求人票ですか。

→　プラカード。

セ　やめるというか、プラカードをモニターの形にしておりますので。

→　それもやってもいいけれども、実際に車に貼っといてと業者には言ってちょうだい。センターの電子画面にあるから、もう車には貼らなくていいよ、なんてことは言わないでと言っているんです。両方やったらいいでしょ。何か不都合があるんですか。

→　だってセンターに来る途中でみんな仕事に行くよ。今は仕事があるからね。センターに入る前の路上に車があって、歩いてくる途中でプラカードを見ながら業者と話をして、じゃ行くかということになっているでしょ。だからそういう空間も必要な訳なのよ。

セ　そういった情報が２種類ありますと、整合性であるとか、混乱が生じるとも限りませんので、やはり新しいシステムに我々としては１本化して運用して行く必要があるかなと考えております。

→　じゃ今のプラカードは半分くらいは行くやつと思っている訳か。

セ　そうではなく、これから新しいシステムを導入して行きますので、旧の分と２本立てというのは運用上難しい面が出てくるかと考えております。

→　どこが難しいの、今までのものを今まで通りにしてということが、どこか難しいか。今までのやつは毎日現金やけれども、１０日前の分を毎日同じもので貼っているというだけ話で、それはちょっと不都合かなと今まで心底思っていた訳か。

セ　情報更新というか、タイムラグというか、そういうものが出て来ると情報として少しややこしいので。

→　とにかく、朝早くに１回、センターに面通しに来いという話でしょ。ちょっとそういうのは馴染まないんじゃないかな。

有　ちょっと質問いいですか。今のやり取りはすごく大事だったのですが、新しい取り組みをされるということで、それ自体はすごくいいことだと思います。今までの課題解決のために取り組まれる訳ですから、それ自体はいいことだと思うのですが、想定される混乱というのはみんなで共有しておかないといけないなと思います。一番気になるのは日祝問題というか、センターが介在して、センターの方で業者さんの求人情報というのを管理してモニターに表すというやり方で現金の紹介をする。契約もそうですかね。

セ　はい。

有　日祝に関してはセンターの業務がない訳ですよね。でも求人はあるという話なんですよね。そうでしょ。そして日祝に駐車場を開放するというときに、日祝の日雇いの現金の仕事というのはモニターに出るのですか。そこが気になるのですが。

→　限りなく数は少ないよ。どっちかというと労働者同士の情報とか、手配師との情報とかいって、言ったらアングラ情報で日祝の求人はある訳。だから業者が来て、サッと連れていくのはレアな話で、なんとなく影の方で、こういう仕事あるよという話が横行して、みんな行きよる訳、日曜の仕事なんかはね。

有　一応日祝に関しても、センターが開いているときに情報を貰って、日祝のうちに求人を出します。それに関してはモニターに映し出して紹介することは出来る程度ということですね。

セ　そういったチェックは出来ないので。職員業務として。

有　そうですね。

セ　ただ結果的に登録事業者の方が、やっているというケースはないとは限らないと思いますけれども、確認も出来ませんので。

有　あと、日祝の駐車場使えるようにするっていうことなんですけど、その駐車場ってどのスペースをどこの業者に貸すっていうことに関しては、それはセンターが管理されるんですよね。

セ　日祝はしないです。

有　じゃあ完全に開放するって感じですか。

セ　はい。

有　完全に開放か、じゃあどの業者が入ってくるかもお任せ。

セ　はい、それはもうお任せです。

有　日祝はね。

有　お任せなんですね。

セ　はい、日祝はお任せです。

有　じゃあ、いろんな業者が来ますよね。

セ　はい。どういうところが来るかは分かりません。

→　だから、外からタダの駐車場だと言って来る。

有　来るんですよね。だからセンターが把握していないような業者も来るっていうことだから、結果的には、その労働条件とかを示さざるを得ないので、センターじゃないところが。業者さんが直接示さざるを得ないので、現実的な話ですよ、現実的な話、ようするにプラカードみたいなものを、ボンネットに掲示するか何かしないと、分かんないですよね。

有　それは今でもいっぱいありますよ。

有　いや、勿論ありますけれど。

有　センター通さずにね、自分で書いて。

有　分かってます、分かってます。分かってますけれども、これから新しいやり方として、とにかくセンターが管理している業者に関していえば、そのモニターで映し出してやりますよって。で、プラカードは使いませんよってやり方するんだけども、日祝に関して言うと、やっぱりセンターは対応しきれないんだから、従来通りのやり方っていうのを踏襲せざるを得ないというか、そういうことってあり得ますかって質問です。

セ　センターに求人を出していただいたときに、センターは求人を受理するんですけども、こういう求人を受けましたよというのは、必ず控えを事業所さんにはお渡ししているんです。ですから、今言われましたところっていうのは、ごもっともなところもありますので、その辺は持ち帰って、例えば求人票の写しを車の方で必ず掲示していただくとか、そういったことも含めて、だからプラカードじゃなくて求人票の控えと名前は変わったとしても、内容的には同じものですので、そういったものを必ず見せるような形にしていただくとかということも含めて、ちょっと持ち帰り検討させていただきます。

→　いや、だからプラカードを廃止するね、デメリットを考えないとね。その方は余計業者があそこに集まってくると思っているの。これだけ自由な時代、ルーズな時代になっている。だからセンターの看板で、極端な話したら、銀座通りでやってくれるのも有難いと思ってとかんとあかんわけよ。むしろ今度はセンター関係ないってスタイルでやる業者が増えてくるよ。それセンターは取り締まること出来ないんだから。

→　ま、ということだよな。センターになんで登録せなあかんねんと。

→　だからね、プラカードを廃止するメリットってないと思うわ。

→　そのプラカードを廃止するメリットはなんなの。

→　労働者とね、広場だけ作っとけばよろしい。労働センター来んでも。ほんなら皆貼って、乗っていく訳でしょ。勝手に金もうて。

→　ということになってしまうわな。

→　なんも労働センターなんていりませんがな。広場さえあって、車おいて、朝働きに行って、帰ってきたらお金もうて、はいさいならでしょ。それの繰り返し。労働センターがモニター貼って、どうのこうのする必要あらへん、それやったらね。ぶっちゃけた話ね。

→　かつてはね、労働センターのお墨付きのプラカードがあるからってね、一応合法だって装いでやれてた訳よ。誰も文句は言わなかった、一応センターの判子は押してあるからといってね。そういうメリットがあるから、離れたとこであろうが、労働センターに一応登録して、プラカード貰ってやってた訳よ。そういうメリットが業者にとってはある訳。一応これでね、取り締まりの対象というか、取り締まられないなという安心感があるからセンターに登録していた。あの大よしの前でやとかは、昔は桁落ちの業者ばっかりやったけどね。動物園の前であろうがね。センターのプラカードであそこらやっていたからね。でもそれはそれでしようがない訳よ。

→　だから、努力する方向は決して間違ってないと思いますよ。それはしっかりやるべきだと思います。ただ、余計なことはしない方がいい。紹介票を渡すとか、実際にすべて職員が面談するとか、出来もしないことを全部するみたいなこと言って、さっき聞いたら７人か、嘱託の職員を雇ってやるって言っている訳でしょ。それほどのお金を使うのであれば、もっと努力するところがあるだろうと言っている訳よ。そりゃ掲示板とか何かやったらいい。そりゃ把握出来る情報を全部出すなら出してもいい。でも、だからと言ってプラカードやめる理由にはならないでしょ。で、いちいち間に介在する必要も本当にあるのか。それでどこまで実際に渡したものと、行った現場担保出来るの。書いてあるのと現場が違うというのは、ざらにあるよ。

セ　そういったことで、利用者カード作成しましてですね。後のフォローを。

→　いや、それをいちいち言ったら、労働者は飯食えないって言ってるの。昔の暴動、市内や言うて、実際は奈良市内ということで暴動なったけどな。でも今はそこまであくどくもないやろうよ。もっと低い、交通費あるなしでも労働者泣くほど、労働者弱くなってるからな。そこをもうちょっと強くしたいというのは分かるけれども、でもここまで手を入れてお金かけてやるほどのことやない。実際に出来ないんだから。そらセンターに来ないのであれば、逮捕するぞって言えるのであれば出来るかも知れない。労働者だって、センターの寄り場から行かないと不法就労やということで、逮捕するぞと言えるのであれば出来るよ。そんな世の中と違うでしょ。もっと知恵の使い処があるやろって言っている。私ら、新しい紹介方式って、大きな求人の森が出来て、どうのこうのとしか多分聞いてなかったと思うよ。いちいち面接して紹介票渡してまでと聞いたかなと思って。それでびっくりして、余計なことにお金使ってやるなと思って。実際に、就労機会を阻害することになる。正しいことは分かっているけど、出来りゃ十分やと思っているけどね。世間離れしているよ。

セ　何分新しい取り組みになりますので、事業効果についてはですね、きちんと見極めながら運営して行かないといけないと思いますので、今先生方からお伺いしましたご意見を加えまして、運営してまいりたいと思ってございますので。我々として、より良い取り組みと考えて、今まで労働施設検討会議の中でも、いろいろそういう場もいただきながら、作り上げて来ましたので、スタートを見守っていただいたらありがたいというか、言い方もあれなんですけど、何も一つ、絶対このやり方で延々出来るとは思っていませんので、ちょっと状況見ながらですね、対応して行きたいと思ってございますので、ご理解賜れば有難いと思っております。またご助言いただけましたら有難いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

有　私、何事もプランＡがあって、それをやろうとした場合、出来ない場合はＢプランっていうのを考えていて、そういう考え方って出来ますかね。その点、私は何回か前にＢプランって言葉でちょこっと言ったんですけども。だから捨てないでＢプランというのは必ず持っとく、Ｂプランがあかんかったら、Ｃプランを用意しとく、という考え方の方がいいんじゃないかとは思いますけど。

セ　はい。

→　あんまり時間取るから、あんまりグチグチ言いたくないけれども、これ現金の分やね。

セ　はい。

→　期間求人の分、今求人の森に出ているよね。

セ　はい。

→　で、そこには周辺の地図が貼ってあって、そこに駐車場所がある。前に大阪府さんがそれはもう無くしましたと言ったけど。

府　はい。

→　しかし、その後もまだ、銀座通りのここにと。

府　あの、無くしましたではなくて、ここの中で、４月１日からの分にはないんです。

→　あ、じゃああそこにおるやつ、期間求人の人たちも全部センターのあのマスの中に入れ込む努力はしているということやね。

セ　はい。５時から６時半まで。

府　６時半以降はかなりスペース取れると思うので、出来るだけ中に来ていただけるように、頑張っていただいているんです。

セ　現金と契約で駐車の時間帯持ってますんで。

府　ずらしてね。

セ　６時半までが現金にして、６時半以降が契約にしています。

→　来なかったらどうするの。

府　どんどん来ていただけるように、働きかけていただくということで。

→　やっぱり人が来なくなってくる。人がどんどん来なくなっている訳じゃん。センターでもうちが机出しているところの売店がなくなったから、人通りがまったく無くなってね。で、今食堂が３件あったけれど２件やめて、１件だけやっているから、飯食う人も来なくなるでしょ。だから、センター、お前ら朝５時に面着せえとか言っているけど、そんな必要性とかいうのが、それこそどんどん無くなってくる訳だ、人が集まって。業者もあの路地入って、表通りで居れたのが路地の奥まで入って、そこで駐車場でやれって言うんだから、気分的に行こうかって気にならなくなってくると思うよ。だから人が集まるような施設でなくなってくんじゃない。人がいなくなっていく施設になるから。人をもっと集めるようにしないといけない。

→　それが、狙いやんかこの人らの。

セ　新しい施設ぜひ来ていただきたいんですけど、非常に開放的で明るい作りになっております。

→　建物はそうや。

セ　入っていただきやすい施設にして行こうとは思っております。

→　だけど人が流れて来ないと、結局業者さんは銀座通りとか霞町とか、あっちの方に、人通りのある方に行った方が人集まりますからね。

セ　そういった意味で労働者の方にどんどん来ていただけるように、頑張って行きたいと思います。

→　だから労働福祉センターの建物とかいうだけじゃないんですけど、あいりん職安の待合も含めたものになってくる。あの辺の全体で人がちゃんと来れる場所にしてもらわないと、寄り場自体がなくなってしまう。

→　あの通り、ほとんど人昼間歩いてないよ。線路脇の道路。ほとんど人、ほんとにもう閑散としてるよ。そんな労働者もいないときに業者が来るか。労働者が集まっているから業者が来て、人を集める訳だから。

セ　よくネットでも配信とか。

→　いやネットは職安とかセンター抜きに、業者と労働者がネットで直接求人しあってるじゃん。なんでセンターを通して、ネットしている人がセンターのネットサイトを利用するの。

セ　ネットというか、周知ですね。ネット等の周知が大事かなと思っております。

→　労働者が来てもらわなあかんし、業者が来てもらわなあかんのに、なんかどんどん集まりづらいことしてるんじゃない。

セ　そこは、来ていただきやすいというか、そこはほんとに大事だと思ってますので。

→　さっきセンターさんがおっしゃっていたのが、ホームページの中で業者の駐車番号がっていうような話をされていませんでしたか。

セ　はい。

→　それはどういうことなんでしょうか。

セ　毎日ですね、前日の８時までに事業者さんの方で、駐車場使うかどうかっていう決定をしていただきます。そして、一月単位で予約制にしておりまして、一月単位で決めるんですけど、駐車位置を決めるんですけれども、なおかつ毎日ですね、空いた場合はもったいないので、もし求人がない日だったら駐車スペース空いてしまうので、それを有効に使うために、毎日毎日この確定行為をしていただいてということになります。

→　それは業者さんの方が、うち明日はどこに停めたらいいのかと見るものですか。

セ　事業者の方には一月単位で何番と決めてもらっています。

→　それでしたら仕事探している人が見るものなんですか。その番号は。

セ　仕事探している方も見れます。

→　今のちょっとよく分からない。

セ　仕事探していただいている方も、駐車場所が分かるように。

→　雇用条件とか、そういうものが出ているということではないんですか。電話するの。

セ　それも出ますね。

有　その掲示板にね。

→　分かりました。

有　はい。たくさんご意見いただきましたが、まだちょっと試行錯誤的な段階かなというような感想も持ちました。これでも実際には３月１１日から施行するんですかね。

府　４月１日です。

有　４月１日から。あ、３月いっぱいは一応プラカード。

府　まだ駐車場出来上がっていません。

有　あ、なるほど。すいません、ちょっと誤解していました。最終的にどんな形になるかはともかくとして、やはり移行期っていう大変な時期なので、丁寧に、移行するに当たっても丁寧に移行できるような工夫をやっていただきたいという風に思います。当面は従来の、これはまあ、センターの介在しないところも、介在出来ないかな、業者も実際あると思うので、そういう意味では従来のプラカード無しの相対が戻ってしまうというところと、それからまあ、この仕組みと。それからその間のちょっとファジーな、この資料の下のところの、車の所で面談するような、駐車場所か、面談するような話とか、ちょっといくつか、３つぐらい仕組みが平行せざるを得なくなるのかなと思ったりします。ちょっとまあ、いずれにせよ、３月のもう１回、この労働施設検討会議がありますので、そのときに改めて、持ち帰って検討していただいてですね、みなさん方にお諮りするということで、よろしくお願いいしたいと思います。

　　どうもありがとうございました。ちょっとあまり時間ないんですけれども、３つ目の議題ですね。本移転施設の配置について、では先生よろしくお願いいたします。

有　はい。もう、５分か１０分で終わりたいと思いますが、前回ですね、みなさんに本設に関するご意見を、シミュレーションというか南案とそれから北案という形で、お示しさせていただきました。これが南案ですね。右手側が新今宮、ここが新今宮駅で、こちらに今市営住宅が立っていると。新萩の森がここにありますけれども、南側に労働施設を建てる。多目的広場は北側に持っていきましょうという案が、この南案です。それから、その南案の場合は北側の広場ですね、ここを駐車場にしたり、屋台村にしたりということも、イベントも含めて検討出来るんではないでしょうか、というのがこの案でした。次に北案ですね。北案については新今宮駅の方に施設を持ってくると。と同時に新今宮駅からの直接ですね、行き来出来るような、そういう形が採れるんではないかと、その代わりこれはですね、施設といいますか、いろんな駅前機能も含めてですね、建てていくと。その代わり南側にかなり広いですね、広場が出来上がりますので、そういう広場を充実させる案としては、この北側も検討出来るんじゃないかということでお示ししました。それからみなさんこのときにお話し出ていたのが、交通ですね。尼平でどういう風に車が回っていくのかということとか。それから東側にですね、建物が、委員さんから、東側に建物が出来ないのかというお話がありましたので、若干それについて、今回新しく出してきました。これですね、つまり東側にこういう建物を建てていくと。労働施設を建てるということになりますので、そういう意味で言うと細長いんですけれども、緑地が新萩の森と繋がった形で、緑地は計画出来るんではないかな。後これをどうずらしていくかというのはあるんですが、新今宮駅と繋げたいということであれば、これがもう少し北側に寄っていくこともできるでしょうし、南側に寄せることも出来るし。高くする分を北側にするか南側にするかの選択肢も可能ですので、意外に東側案、委員の言う東側案も、当然悪くないかと思いました。後はですね、こういう場合に北側南側もそうなんですが、施設の中で巡回する道を作ることで、例えば尼平から来たとしても、ここをこうぐるっと回れるようにすると、出入りですね、車の出入りに関しては、あまり大きな問題がないような形で提案できるのではないかなという風に思います。これが、新今宮駅がこっちですね、こう道でいうと尼平から通って、こう来ますよね、こう来て、ここをグルっと回ることもできますし、こっちに施設を持ってくることもできます。この中を車がグルっと回れるようになっている。こっちからも入れますし、ここ全体、どこを車を回すか、南側に施設を持ってくるか、北側に持ってくるかということで、検討出来るんではないかなという風に思います。以上です。

有　はい。もう時間ないですが、もし何か質問あればと思いますけれどもいかがですか。

有　これは今後ですね、まだまだ検討の時間はありますので、どういう形がいいのか、具体的な機能ですね、それからどういうところで他の、行政だけでなくて、どういう合築の仕方をするか、業者さんに入ってもらうのかということも含めてですね、今後基本構想を策定されるということですので、基本構想策定の中でも検討進めていただければという風に思っています。

有　ひとまず今日の段階では３つの案、配置に関してね、３つの案いただいたということで、これを踏まえて、これより候補化して行くというような形で議論を進めればと考えております。ゾーニング案のとりまとめというのは３月、次回でいいの。

府　まだ、３月もじっくりと。

有　もうちょっと先。

府　今月中に決めないといけないという、そんな簡単なものではないと思います。

有　はい。ということで、もう少し時間かけてですね、みなさんとともに議論し、いい案を絞り込んで行きたいと思います。

→　すいません。個人的にというか、まともにうちはそこに面している建物なので、やっぱり車の流れというのはすごく気になるんですけれども、一日のうち大体どれくらいの車が。

座　ここの回るところね。

→　そこを通って。

有　ここね、この道。

→　そう、そこを通って。今はそんなに車通る道じゃないですか。だから、何時ぐらいから、すごく車の交通量が増えて。

有　交通量はちょっと調査した方が、検証した方がいいと思います。

→　で、朝が早いですよね。朝早い時間から、そこの車の流れが今までになく、高じてというかどれくらいになるかっていうのは、ちょっと具体的に知りたいと思います。

有　はい、確かに。

→　まあ、３時、４時ぐらいからにぎやかになると思う。

→　そうですね。

有　まあ、そういう意味で言うと、こちらの通りはあまり使わないような計画は可能だと思います。この施設の中を回ることも出来ますし、こちらをメインにすることも出来ます。

→　やっぱりこちら側はうちだけに限らずに、アパートっていうか、結構たくさんあると思うんです。

有　そういう意味では、前確か言われていたように、ここに施設があると、委員のところがここにありますので。

→　そうです、三徳なんかでも。

有　ですから、そういう意味ではイベントやったときにうるさくないのかなというお話もあったので、例えばそういう防音、防音といっても音は漏れるんですけれど、なるべく音がそっちに広がらない、ここは駐車場で止めたりとか、それからなるべく壁を作ったりとか、ということで対応していますけれども、今言われたような車と音っていうのはちょっと検討はした方がいいですね。

→　それとやっぱり交通量が増えたら、お年寄り多いですし、車にあの、交通事故とかっていうのも、結構心配しないといけないことだと思うので。

有　だからこちらがメインになるだろうなと思います。南海の高架下もこれ残っていきますので、この建物とここの施設がどう対応するかっていうところも出てきますので。まあ、こちら側が多分メインになると思います。

→　車がぐるぐる回ることを考えるよりも、今と同じように南海の高架側の方を駐車スペースとか車の置くスペースで考えた方がいいんじゃないですか。

有　ここにズラッとですか。

→　そうです。まあ、何かしらということですけれども。

有　まあだから、ここ駐車スペースなので。今言ってはるようなことは出来ます。

→　ああ、なるほど。

有　ただ車の通り方ですよね。

有　はい。どうもありがとうございます。ちょっと今いただいたご意見も踏まえてですね、ちょっとまた別なものを検討してもらいましょうか。

有　まあ、もうちょっと具体的な仕組みも検討しないと、これ以上は進めにくいので。

有　はい。どうもありがとうございます。本日の議題は一応以上ですが、事務局の方から。

府　はい。日程について、最後に日程についてご報告させていただきます。

有　はい。

府　そうしましたら、最後に事務局の方から日程等について、報告させていただきたいと思います。次回第３９回労働施設検討会議の開催につきましては、３月１８日（月）１９：００からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それと、今お配りしております資料等々につきましては、第３７回の会議に係ります議事要旨を区のホームページに掲載させていただきます。それと今日お配りしました議事概要案への意見ですが、３月７日までに趣旨が違うよというようなことがございましたら、ご連絡いただけますようお願いします。第３６回１２月分の会議の議事概要は府のホームページに掲載済みとなっております。事務局からは以上でございます。

有　はい。どうもありがとうございます。４月１日までまだまだきちんと議論深めていくべき課題ありますが、引き続きよろしく協力お願いします。では、今日はどうもありがとうございました。

府　ありがとうございました。これを持ちまして、第３８回労働施設検討会議を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。